報告第13号、第14号

令和６年５月１３日

専決処分の報告について

鈴　　鹿　　市

報　告　目　次

報告第13号　専決処分の報告について……………………………………………… 1
報告第14号　専決処分の報告について……………………………………………… 7

報告第１３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年５月１３日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

鈴鹿市療育センター条例の一部改正

専　決　処　分　書

鈴鹿市療育センター条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年４月１９日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市療育センター条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

理　由

児童福祉法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第２１号

鈴鹿市療育センター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市療育センター条例（平成４年鈴鹿市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事業） 第３条　センターは、第１条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）　略 （２）　法第６条の２の２第３項に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （３）　法第６条の２の２第４項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業 （４）　法第６条の２の２第５項に規定する保育所等訪問支援に関する事業 （５）　法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援に関する事業 （６）　略	（事業） 第３条　センターは、第１条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）　略 （２）　法第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （３）　法第６条の２の２第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業 （４）　法第６条の２の２第６項に規定する保育所等訪問支援に関する事業 （５）　法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援に関する事業 （６）　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第１４号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年５月１３日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専　決　処　分　書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年４月１９日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　工　　事　　名　鈴鹿市文化会館大規模改修事業設計・建設工事

２　変更後の契約金額　２，０８３，４２２，９４７円

（変更前の契約金額　２，０８１，８８２，９４７円）